



均等待遇実現のための 法律を活用しよう

～労働運動は何をどう取り組むべきか～

2020年 4月25日(土) 13:00～ **参加無料**
中央大学市ヶ谷キャンパス 2201号室

都営地下鉄新宿線「曙橋駅」(出口A3)下車左手へ徒歩約3分、東京メトロ丸の内線「四谷三丁目駅」(出口4)下車徒歩約8分



非正規会議からの報告 13:00～ 2018～19年の派遣ネット相談の声

報告者:非正規労働者の権利実現全国会議

今、派遣労働者はどんな状況に置かれているのか。派遣法改悪から3年目の2018年から実施した、ネット相談に寄せられた声を紹介、分析します。

判決報告

14:40～

「東り偽装請負みなし地位確認事件」

報告者:原告および代理人/弁護士・村田浩治、安原邦博

「全港湾日検偽装請負みなし地位確認事件」

報告者:原告および代理人/弁護士・富田真平

東り事件では3月、神戸地裁で全国初の派遣法40条の6(労働契約申込みみなし制度)の適用をめぐる判決が示されます。また日検事件も5月に判決を控えています。いずれの事件も労働局が未だに偽装請負を認定しない状態が続いています。

労働行政のあり方も含めて派遣労働者の直用化のための派遣法見直しも視野においた運動を提起します。

同会場にて懇親会(会費制・予定)

17:00～

※プログラムは予告なく変更になることがあります。

派遣から正規社員へ 13:30～ KBS労働組合から報告

報告者:KBS京都放送局労働組合

KBS京都労働組合は、派遣法改悪後も毎年のように組合員を増やし、派遣労働者から直用労働者、そして正社員への転換を図っています。

労働局への申告、団体交渉、労使協定など、その活動の強さの秘密を語っていただきます。自分たちで労働組合を作りたくなるようなその闘い、労働組合に未加入の方も多くの学びがあるのではないのでしょうか。

「同一労働同一賃金 15:45～ ガイドライン」を活用するために

報告者:弁護士・富田真平

4月1日、均等待遇と均衡処遇を使用者に義務づけたパートタイム有期雇用労働法と労働者派遣改定が、いよいよ施行。

厚労省のマニュアルもたくさんアップされています。使用者に説明を義務付けた法律を活用するためのマニュアルづくりについて報告します。

参加お申込み https://hiseiki.jp/whatsnew/200425_sokai

主催:非正規労働者の権利実現全国会議 TEL 072-221-0016(堺総合法律事務所 弁護士・村田浩治)

